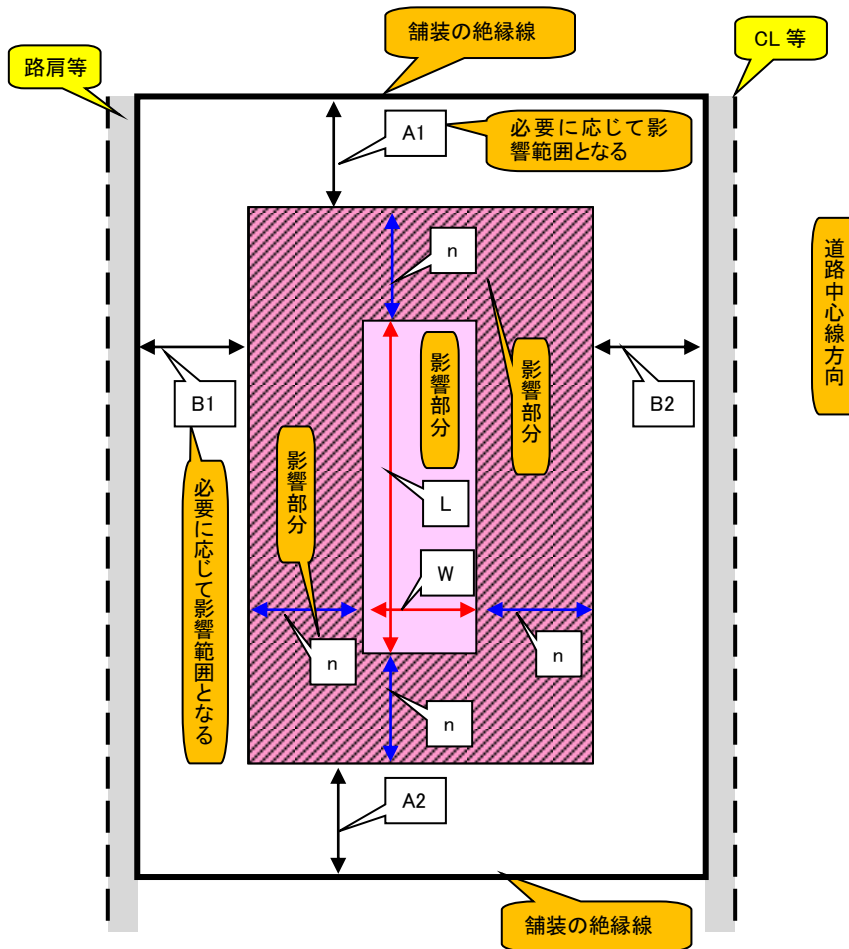


(別紙1) 復旧範囲



復旧面積は掘削部分(L×W)、影響部分(n)及び必要により A1A2B1B2 部分を加えたものとし、標準的は次式により算出する。ただし、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせた場合(亀裂、落込み、平坦性阻害等)には、その部分を復旧範囲に加えるものとする。

$$S=(L+2\cdot n+A1+A2)\times(W+2\cdot n+B1+B2)$$

- |       |     |   |
|-------|-----|---|
| S     | ... | 道路法施行規則第4条の4の7第1項に規定する影響範囲  |
| L     | ... | 掘削部分の長さ   |
| W     | ... | 掘削部分の幅  |
| A1,A2 | ... | 影響部分(n)の端から道路中心線と直角方向の舗装絶縁線までの距離で、1.2m (コンクリート舗装の膨張目地に係るときは1.8m)以上のときは0とする。 |
| B1,B2 | ... | 影響部分(n)の端から道路中心線と平行方向の舗装絶縁線までの距離で、1.2m以上のときは0とする。                           |
| n     | ... | 下記参考を参照。路盤の厚さが不明の場合又は特に指示が無い場合は、アスファルト舗装については30cm、コンクリート舗装については0cmとする。      |

「参考」道路法施行規則第4条の4の7(埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分)

占用のために掘削した道路を復旧する場合において、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道にあつては掘削部分の外側の舗装の絶縁線(掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によつて計算したnの値以下である場合又はnの値に1.2メートル(道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨張目地である場合にあつては、1.8メートル)を加えた値以上である場合にあつては、掘削部分の端からの距離がnの値の直線)で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあつては掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に0.1を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

$$n=k\cdot t$$

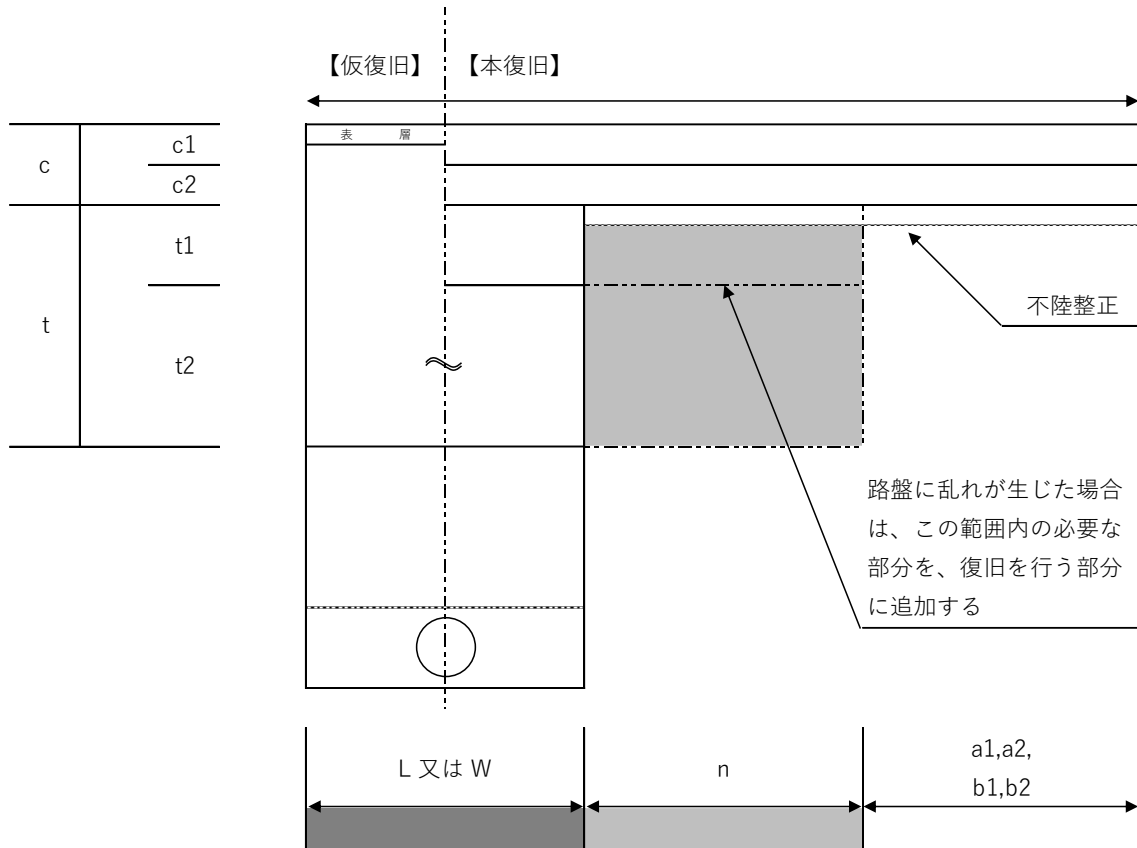
(この式においてk及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。)

- |   |   |
|---|---|
| k | セメント・コンクリート舗装の道路にあつては、1.4、アスファルト系舗装の道路にあつては、1.0 |
| t | 掘削部分の路盤の厚さ)                                     |

2 道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前項に規定する部分についての表面仕上げによつては掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げは当該部分に加えて掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。

# 復旧断面図

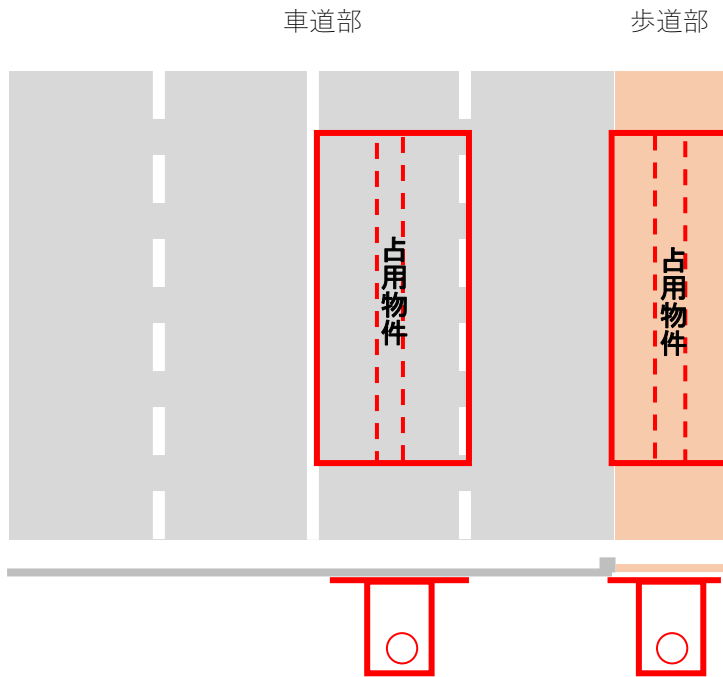
※本復旧時に路盤工を行う場合



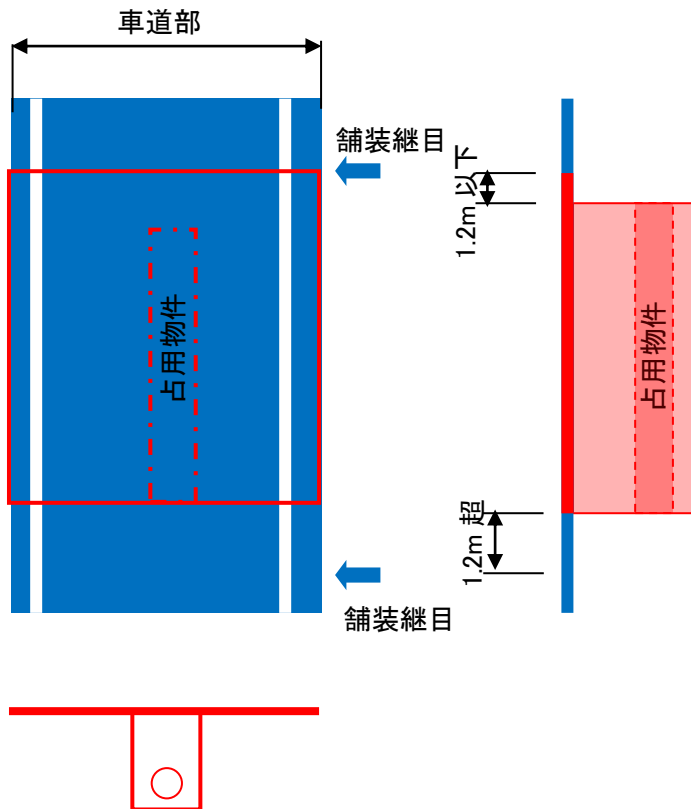
- L : 掘削部分の長さ
- W : 掘削部分の幅
- c : 表層・基層の合計厚
- t : 路盤厚
- c1 : 表層厚
- c2 : 基層厚
- t1 : 上層路盤厚
- t2 : 下層路盤厚
- a1,a2 : 影響部分の端から道路中心線と直角方向の舗装絶縁線までの距離で、1.2m(舗装絶縁線が膨張目地である場合にあっては1.8m)を超えるときは0とする。
- b1,b2 : 歩道部においては歩道端までの、車道部において車線端までの距離とする。但し、車道の幅員が5.5mに満たないときは、車道端までの距離とする。
- n : 掘削による影響ブズの幅
- k : セメント・コンクリート舗装の道路にあっては1.4、アスファルト系の道路にあっては1.0

$$n = k \cdot t$$

※2-1. 車道幅員が5.5m以上の場合

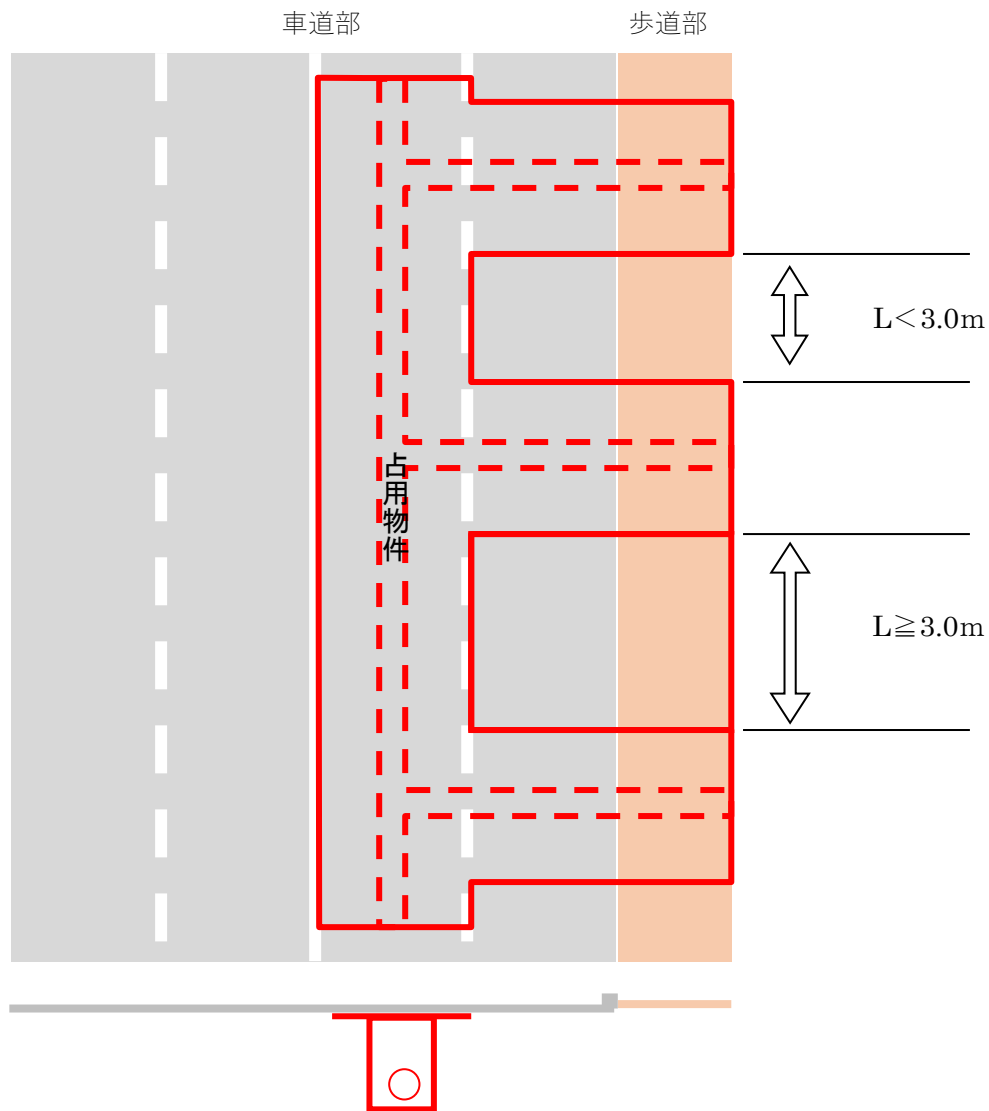


※2-2. 車道幅員が5.5m未満の場合



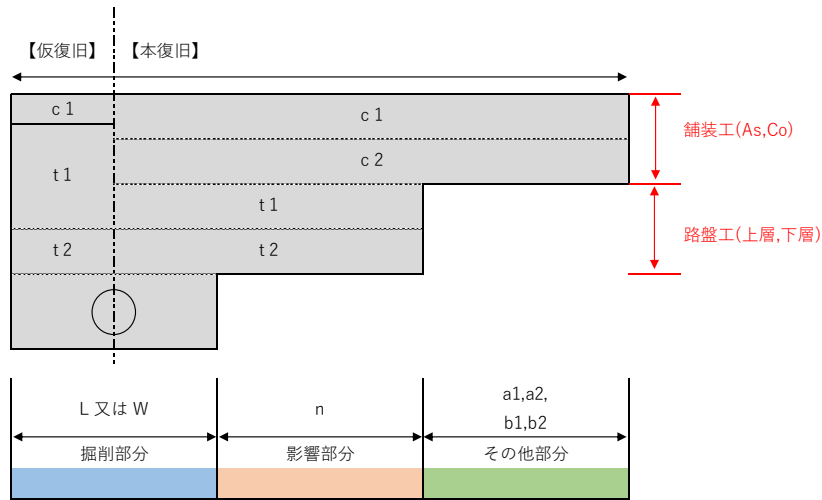
※2-3. 車道幅員が5.5m以上の場合 かつ 横断方向への掘削が伴う場合

道路中心線と直角の方向の影響部分の端から街渠等舗装の絶縁線までの距離(d)が1.2mより小なるときは、残り舗装部分も同時に表層はぎ取り後、舗装を行うものとする。また、各戸取付管等の復旧の場合  $l < 3.0\text{m}$ なる場合はその間も表層はぎ取り後、舗装を行うものとする。

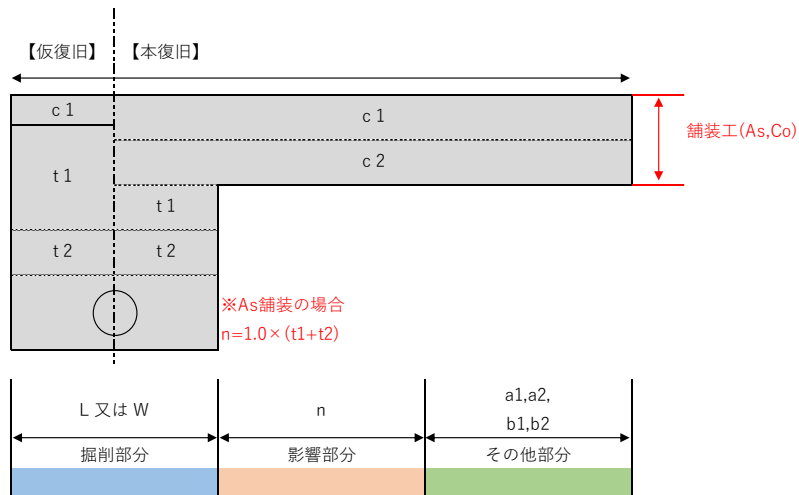


## 復旧断面図

### 1. 路盤に乱れが生じた場合



### 2. 路盤に乱れが生じない場合



※ 路盤の乱れとは、矢板打設(引抜)時及び掘削時に生じるゆるみのことをいう。

「c」を施工する際には路盤の不陸整正を行い、必要に応じて路盤材の補充を行う。

- L : 掘削部分の長さ
- W : 掘削部分の幅
- c : 表層・基層の合計厚
- t : 路盤厚
- c1 : 表層厚
- c2 : 基層厚
- t1 : 上層路盤厚
- t2 : 下層路盤厚
- a1,a2 : 影響部分の端から道路中心線と直角方向の舗装絶縁線までの距離で、1.2m(舗装絶縁線が膨張目地である場合にあっては1.8m)を超えるときは0とする。
- b1,b2 : 歩道部においては歩道端までの、車道部において車線端までの距離とする。但し、車道の幅員が5.5mに満たないときは、車道端までの距離とする。
- n : 掘削による影響プズの幅
- k : セメント・コンクリート舗装の道路にあっては1.4、アスファルト系の道路にあっては1.0

$$n = k \cdot t$$

(別紙3)

**許可条件(本許可に関する特筆事項)**

○道路占用許可にあたり、以下のとおり条件を付す。

①施工箇所が通学路になるため、教育委員会(荻田町教育総務課)に施行箇所、工事期間等周知徹底し、必要な協議を行うこと。

許可条件(該当するもの)

1. 工事着手前に所轄警察署長の道路使用許可を受けること。
2. 工事着手及び工事完了の際は、町長に届け出て、その指示及び検査を受けること。なお、工事着手届には道路使用許可書の写しを添付し、工事完了届には工事途中の経過写真を添付すること。
3. 工事は、一般交通に支障のないように施工すること。なお、工事期間中には、必要な標識及び工事看板を設置し、特に夜間は赤色灯を取付ける等事故防止に万全を期すること。なお、工事看板の設置については、別紙「占用工事現場における工事看板設置基準」によることとし、赤色灯の取付けについては、別紙「道路工事の保安施設(工事灯)設置基準」によること。
4. 道路に関する工事その他公共的理由により、必要があると認めるときは、占用物件の移転、改築若しくは、除却を命ずることがある。この場合、占有者は自費をもって原形に復旧し、町長の検査を受けること。
5. 占用物件等の維持修繕及び管理については、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、占有者が責任をもって適切な時期に占用物件を巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
6. 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、町長あて書面等により報告すること。
7. 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を町長に報告すること。
8. 道路横断箇所及び交差点は片側施工とし、当日中に仮復旧まで完了すること。
9. 既設の排水施設及び占用物件を損傷せぬよう施工すること。
10. 既存の交通標識及び路面表示区間線を移設・損傷した場合は、復元すること。
11. 仮復旧が完了するまでは保安施設を十分設置して、一般交通に開放しないこと。また、一般交通に開放する際は、道路に段差のないようにすること。
12. 掘削後の復旧方法は原形復旧を原則とする。ただし、原形復旧が著しく困難である場合、路床を含めた在来舗装の機能と同等以上の復旧をすること。
13. 掘削後の埋め戻し材は以下のとおりとする。
  - 1) 路体・歩道下の埋め戻し材は、第3種建設発生土以上の品質とする。
  - 2) 路床の埋め戻し材は、現路床 CBR 以上の修正 CBR を確保する材料とする。ただし、現路床 CBR が 12% を超えていても、修正 CBR12%を確保すればよい。また修正 CBR12%以上の埋め戻し材を使用する場合は現路床 CBR の確認は不要。
  - 3) 路床の埋め戻し材に発生土を使用する場合は、上記2)の土質試験に加え、第2種建設発生土以上の品質を確認しなければならない。

※参考「発生土利用基準について(通知)」(平成18年8月22日 18企画第2076号)
14. 埋設物がある箇所の埋め戻しを行う場合は、締め固めが均一になるように仕上げるとともに偏土圧が作用しないようにすること。
15. ゴールデンウィーク・年末年始・お盆の期間については、原則工事を中止し、一般交通に支障をきたさないように特に注意すること。
16. 復旧工事完了後に生じる路面の亀裂や沈下等の瑕疵は、申請者において2年間担保すること。ただし、その瑕疵の原因が故意又は重大な過失による場合は5年間とすること。
17. 本申請により道路管理者に損害を与えた場合、また第三者と紛争を生じた場合は、申請者において損害を賠償し、紛争を解決すること。
18. 占用物件等の譲渡、転貸等はしてはならない。やむを得ない場合は、道路管理者の許可を得ること。

19. 住所、氏名もしくは商号を変更したときは、30日以内に町長に届け出ること。
20. 相続、合併その他の一般承継を受けたものはその承継の日から30日以内にその旨を町長に届け出ること。
21. 占用の期間が満了した場合又は占有を廃止した場合は町長に届け出て原状回復についての指示を受けること。
22. 占用の期間が満了後、引続き占有しようとするときは期間満了の30日前までに「道路占有許可申請書」(更新)を提出し許可を受けること。
23. 条例の改正により占用料の額が変更される場合は改正後の規定により徴収する。
24. 各年度の初日後に市町村合併等により占有物件等の所在地に変更があった場合は、占用料は、同日におけるその区分によるものとする。
25. 占用工事施工時に舗装厚を確認した上で、必要があれば許可内容の変更を命じる。(舗装厚を報告し指示を受けること。)
26. 舗装構成の見直しを行う場合には移設を命じる。
27. 歩道は全復旧とすること。
28. 車道は車線単位で復旧すること。但し、車道の幅員が5.5メートルに満たないときは全復旧とすること。
29. 地下埋設占有物件の位置を変更して新規占有物件と入れ替えるときは、既設廃止管は撤去すること。
30. 視覚障害者誘導用ブロックの移設その他の措置を採ること。
31. 占有者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関連法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。

掘削後の埋め戻し材に関する参考資料

場 所	埋め戻し材料	建設発生土の品質	埋め戻し材の修正CBRの確認	現路床のCBRの確認
路体・歩道下	発生土	第3種建設発生土以上*	不要	不要
	新材		不要***	不要
路 床	発生土	第2種建設発生土以上*	要*	要**
	新材		要*	要**

\* 建設発生土の品質・埋め戻し材の修正CBRの確認は、土質試験の試験結果を添付すること。

\*\* 現路床のCBRの確認は、道路管理者に確認するか、土質試験を実施し試験結果表を添付すること。  
ただし、埋め戻し材に修正CBR12%以上のものを使用すれば不要

\*\*\* 良質土(砂質土・レキ質土等)とする